

令和7年度 第1回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日 時 令和7年5月22日(木) 15:00～:15:30

2. 場 所 富山労働局5階大会議室(会議室501～503)

3. 出席者

公益代表委員 柳原委員、両角委員、高木委員、吉田委員

労働者代表委員 石田委員、大森委員、黒川委員、本郷委員

使用者代表委員 寺山委員、広上委員、野中委員、森口委員、坂井委員

事務局 小島労働局長、倉重労働基準部長、成田賃金室長

4. 議事次第

(1) 第57期富山地方最低賃金審議会の会長及び会長代理の選出について

(2) 富山地方最低賃金審議会運営規程について

(3) 運営小委員会及び特別小委員会の設置・運営規程について

(4) 令和7年度の審議事項について

(5) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[室長] 定刻となりましたので、令和7年度第1回富山地方最低賃金審議会を開催いたします。

私は賃金室長の成田と申します。会長及び会長代理選出までの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて進めさせていただきます。

本日は、第57期委員による初めての審議会となりますので、議事に入ります前に委員の紹介をさせていただきます。資料No.1の委員名簿を御覧ください。名簿順に御紹介させていただきます。

まず、公益代表委員を御紹介いたします。

柳原委員です。富山大学 経済学部 教授でいらっしゃいます。

本日、御欠席ですが、高倉委員は高岡法科大学 法学部長 教授でいらっしゃいます。

両角委員です。富山大学 経済学部 教授でいらっしゃいます。

高木委員です。富山短期大学 経営情報学科 教授でいらっしゃいます。

吉田委員です。木下法律事務所 弁護士でいらっしゃいます。

次に労働者代表委員を御紹介いたします。

石田委員です。日本労働組合総連合会富山県連合会 副事務局長でいらっしゃいます。

大森委員です。電機連合富山地方協議会 事務局長でいらっしゃいます。

黒川委員です。JAM北陸 副書記長でいらっしゃいます。

本郷委員です。UAゼンセン富山県支部 主任でいらっしゃいます。

本日、御欠席ですが、清野委員は富山県農業協同組合労働組合 特別中央執行委員でいらっしゃいます。

続きまして、使用者代表委員を御紹介いたします。

寺山委員です。一般社団法人富山県経営者協会 専務理事でいらっしゃいます。

広上委員です。株式会社広上製作所 代表取締役でいらっしゃいます。

野中委員です。株式会社神通精機 代表取締役でいらっしゃいます。

森口委員です。有限会社実業建設新報社 専務取締役でいらっしゃいます。

坂井委員です。富山県商工会女性部連合会 副会長でいらっしゃいます。

以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

ここで審議会開催の定足数についてご説明いたします。

最低賃金審議会令第5条第2項により、審議会開催、議決の要件として委員の3分の2以上、又は、公、労、使の各委員3分の1以上の出席が定められています。

本日は、公益代表委員の高倉委員、労働者代表委員の清野委員が御欠席ですが、この定足数を満たしており、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、富山労働局長の小島より御挨拶申し上げます。

[小島労働局長] 富山労働局長の小島でございます。

各委員の皆様方には、本年度から令和8年度までの2か年度の任期となります、第57期の富山地方最低賃金審議会委員の御就任を快くお引き受けいただき、また、本日は、大変お忙しい中、第57期の本審議会委員による初めての審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

併せまして、皆様方には、日頃より、労働行政の各種業務運営に格別の御理解と御協力を賜り、この場をお借りしまして感謝申し上げます次第でございます。

さて、御案内のとおり、最低賃金制度ですが最低賃金法の第1条の目的にありますとおり、賃金の低廉な労働者の生活の安定や、労働力の質的向上、また、事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的に運用されておりますが、ここ数年は、物価の高騰などを背景に最低賃金額の引上げに関する社会的関心が非常に高くなっているところでございます。

皆様方には、本審議会におきまして、県内の経済情勢や、地域の実情などを踏まえた、最低賃金改正の調査審議に当たりまして、今後、様々な御苦労をおかけすることもあろうかと存じますが、ここにおります、事務局一同、審議会の円滑な運営に向けて努力してまいりますので、何卒、御理解、御協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

結びに、本審議会におきましては、皆様方、公、労、使、それぞれの御立場から、慎重かつ十分にご審議をいただいた上で、合意形成がなされ、一定の結論が導かれることをお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、本審議会第1回目の開催に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願い申し上げます。

[室長] それでは、議事に入らせていただきます。

議事1「第57期富山地方最低賃金審議会の会長及び会長代理の選出について」ですが、最低賃金法第24条第2項では、「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」と規定しておりますが、当審議会におきましては労使各側委員のお話し合いにより選出していただくことを慣例としておりますので、本日もこれに拠りたいと存じますが、い

かがでしょうか。

〔労使各側代表委員〕 異議なし。

〔室長〕 御異議が無いようですので、話し合いをしていただくこととなりますが、あらかじめ、労使の代表委員で調整済みと伺っておりますので、労使いずれかの委員から御発表いただきたいと存じます。

〔石田委員〕 それでは、私から申し上げます。会長は柳原委員、会長代理は高倉委員にお願いしたいと思います。

〔室長〕 ありがとうございます。会長には柳原委員、会長代理には高倉委員とのことですが、いかがでしょうか。

〔労使各側代表委員〕 異議なし。

〔室長〕 御異議が無いようですので、会長は柳原委員、会長代理は高倉委員と決定いたしました。それでは、この先の議事進行を、柳原会長にお願いいたします。

〔柳原会長〕 会長に御指名をいただきました柳原でございます。会長代理の高倉委員ともども、精一杯務めさせていただきますので、審議の運営にあたり、公、労、使各側委員の御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

また、審議会運営にあたりましては、審議事項について、全会一致で結論が導かれるよう合意形成に努めて参りたいと存じます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議事2の「富山地方最低賃金審議会運営規程について」ですが、事務局から運営規程案について説明をお願いいたします。

〔室長〕 資料No.2「第57期富山地方最低賃金審議会運営規程（案）」をご覧ください。

内容につきましては、例年のものと変更はございません。

第1条では、審議会の運営は、最低賃金法、最低賃金審議会令に基づくほか、この運営規程に拠ることとしています。

第2条では、会議の招集は、会長が必要と認めたときのほか、委員から開催の要請があった時、会長が招集することもあります。この要請につきましては事務局を通じていただければと思います。

第3条では、議決により小委員会の設置ができるとしており、本日の議事の3にて御審議いただく予定です。

第4条の委員の欠席につきまして、第3項、第4項で会長へ報告を求めています。事務局を通じていただければと思います。

また、第1項及び第2項でテレビ会議システムの利用について触れていますが、やむを得ない状況を想定したものです。原則、御出席をお願いします。

第6条及び第7条では審議会と、議事録の公開について規定しています。原則、公開と致しますが、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合等、ここに記された要件に該当する場合は会長の職権により非公開とすることができる、としています。

ここで、議事録の公開に関しまして、委員による議事録確認について御説明いたします。

当事務局では、議事録の作成にあたりまして、国が定めた「行政文書の管理に関するガイドライン」により作成しているところですが、このガイドラインでは審議会の議事録については、文書の正確性を確保するため、その内容について複数で確認することが求められています。

このため本審議会の議事録は、事務局において作成のうえ、議事録確認担当委員として会長のほか、労使各側代表委員1名ずつに御確認いただいた後に公開することとしております。

なお、労使各側の議事録確認担当委員は、慣例により輪番でお願いしています。委員の皆様には御負担をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

それでは皆様、資料No.2を御一読いただきますようお願いいたします。

[室長] よろしいでしょうか。それでは柳原会長、お願ひいたします。

[柳原会長] ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等はございますか。労働者側いかがでしょうか。

[労働者側代表委員] 特にありません。

[柳原会長] 使用者側いかがでしょうか。

[使用者側代表委員] 特にありません。

[柳原会長] それでは、「第57期富山地方最低賃金審議会運営規程」につきましては、原案どおりと致したいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[柳原会長] それでは、原案どおりと決定いたします。

続いて議事3「運営小委委員会及び特別小委員会の設置・運営規程等について」に進みます。

両小委員会の設置について事務局から説明してください。

[室長] 富山地方最低賃金審議会では、従前より効率的な審議会運営のため「運営小委員会」と「特別小委員会」を設置して参りました。

第57期においても引き続き設置することについてお諮りいたします。

それぞれの小委員会について簡単に説明させていただきます。

運営小委員会では、年間の審議事項や審議日程など、審議会の審議及び運営に関する基本的な事項を調整しています。

近年は委員会の開催はなく、事務局から委員会の委員へ直接連絡させていただきながら、これらの調整を行っていますが、念のため例年に倣いまして設置する方向でお諮りいたします。

一方の特別小委員会では、特定最低賃金改正の必要性について、実質的な審議を行っています。

特定最低賃金は、労働組合等から特定最低賃金改正の申出があった場合、まず労働局長が審議会に対して、改正の必要性について諮問を行い、審議会から付託を受けた特別小委員会にて改正の必要性について具体的な意見調整を行い、その結果を審議会へ報告しております。

今年度も、3件の特定最低賃金改正の申出を行う旨、意向の表明を受けておりますので、特別小委員会の開催を見込んでおります。

なお、今年2月に行われた意向表明につきましては、資料No.3「令和7年度特定最低賃金改正意向表明一覧」として一覧をお配りしておりますのでご確認ください。

事務局からは以上です。

[柳原会長] それでは、効率的な審議会運営のため、従来どおり「第57期運営小委員会」及び「第57期特別小委員会」を設置することと致したいと存じますが、いかがでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[柳原会長] 御異議が無いようですので、「第57期運営小委員会」及び「第57期特別小委員会」を設置することと致します。

続いて、両小委員会の運営規程案について、事務局から説明してください。

[室長] 資料No.4「第57期富山地方最低賃金審議会 運営小委員会 運営規程(案)」をご覧ください。

内容は例年と変更はございません。

第1条の設置及び目的につきましては、先ほど説明させていただきましたので、説明を省略いたします。

第2条の委員の構成ですが、公、労、使各3名の構成で、労使委員は、本審議会の労使代表委員から推薦をいただき、会長が指名することとし、また、第3条では、委員会の委員長等は公益代表委員から選挙で選出するとしています。

第5条以下、委員の欠席、会議と議事録の公開につきましては、先ほど議決いただいた審議会運営規程と同様ですので、説明は省略いたします。

第10条で、規程の改廃は審議会の議決によるとしております。

次に資料No.5「第57期富山地方最低賃金審議会 特別小委員会 運営規程(案)」を御覧ください。

こちらも内容は例年と変更はございません。

第1条の設置及び目的につきましては、先ほど説明させていただきましたので、説明を省略いたします。

このほか、先ほどの運営小委員会運営規程と比較しますと第6条第2項で、必要と認める場合には関係者を招いて意見を聞くとしている点が異なりますが、これ以外は同じ内容ですので、こちらにつきましても説明は省略致します。

皆様、資料No.4及びNo.5を御一読いただきますようお願いいたします。

[室長] よろしいでしょうか。それでは柳原会長、お願いいたします。

[柳原会長] ただいまの運営規程案について、何か御意見等はございますか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[柳原会長] それでは、第57期富山地方最低賃金審議会運営小委員会及び特別小委員会運営規程につきましては、原案どおりと致したいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[柳原会長] それでは、原案どおりと決定いたします。

続いて、委員の任命について事務局から説明してください。

[室長] ただいま議決されました、運営小委員会及び特別小委員会それぞれの規程第2条第2項で「委員は、各側代表委員の推薦を受けて審議会の会長が指名する」とされています。

後ほど事務局から石田委員、寺山委員へ推薦用紙をお送りしますので、それぞれ労働者代表委員及び使用者代表委員を推薦いただき、3週間後の令和7年6月12日(木)までに事務局へ提出いただきますようお願いいたします。

なお、公益代表委員につきましても、別途、会長から直接指名していただくこととしておりますので、よろしくお願い致します。

以上です。

[柳原会長] それでは、労使各側代表委員におかれては期日である6月12日までに推薦書の提出をお願いします。

次に、議事の4の「令和7年度の審議事項について」事務局から説明してください。

[室長] 今年度の審議事項と、大まかなスケジュールについて説明させていただきます。

資料No.6-1「令和6年度富山地方最低賃金審議会 開催状況」を御覧ください。こちらは、昨年度の審議経過ですが、昨年度は委員の改選がなかったため、本日の審議会に相当する本審はなく、今年度第2回本審が、昨年度の第1回本審に当たります。

資料No.6-2「令和7年度富山地方最低賃金審議会 開催スケジュール(案)」に、昨年

度の審議経過を踏まえて作成した、今年度の審議スケジュール案を付けております。

今年度の第2回本審は、令和7年7月15日(火)午前10時に開催し、富山労働局長から富山県最低賃金改正の諮問をさせていただき予定としております。

その後、第3回本審を7月下旬頃に開催し、例年であればこのころ中央最低賃金審議会から示されます改正の目安額について伝達するほか、事務局で作成する労働経済等関係指標、基礎調査結果の関係資料の説明をさせていただきたいと考えております。

第3回本審後、7月下旬頃から8月上旬に専門部会において地域別最低賃金改正額の集中的な審議を行い、専門部会での審議が終了し次第、8月上旬の第4回本審において専門部会報告に対する審議を経て、労働局長に答申をいただくスケジュールを予定しております。

また、先ほどの資料No.3でご覧いただきましたとおり、後日、特定最低賃金改正を求める申出書の提出が予定されておりますので、第4回本審にて労働局長から特定最低賃金改正の必要性について諮問をさせていただき予定としております。

なお、改正の必要性については、特別小委員会にて審議されますが、8月下旬を予定しております。

同じく8月下旬に第5回本審を開催し、富山県最低賃金改正の答申に対し異議申出があった場合は、労働局長から異議申出に対する諮問をさせていただき、労働局長へ答申をいただきたいと存じます。

また、同じ第5回本審にて、特別小委員会報告に対する審議を行い、特定最低賃金改正の必要性について労働局長へ答申いただきたく存じます。

この結果、「改正の必要あり」との答申であった場合は、労働局長から特定最低賃金改正の諮問を行い、その後、10月頃に特定最低賃金の専門部会において改正額の審議を行うこととなります。

その後、例年であれば11月に本審を開催し、労働局長に対して特定最低賃金の専門部会の報告を行うなどしてありますが、今年度からはこれに相当する本審は開催しない方向で考えています。

その理由ですが、最低賃金審議会令第6条第5項で、特定最低賃金の専門部会の審議結果が全会一致した場合は、専門部会の決議をもって本審の決議とすることができると規定されています。

この規定を適用し、今年度からは、全ての専門部会で全会一致した場合は開催しない方向でと考えていますが、いずれかの専門部会で全会一致しなかった場合には、全会一致しなかった部会について、本審を開きご審議いただくこととなります。

最後に、今年度最後となる3月の本審では、特定最低賃金改正申出の意向の確認を行う予定です。

事務局からは以上です。

[柳原会長] ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等はありませんでしょうか。労働者側いかがでしょうか。

[労働者側代表委員] 特にありません。

[柳原会長] 利用者側いかがでしょうか

[寺山委員] 第3回本審について、7月下旬という説明でしたが、中央からの目安がこのあたりで出るという日程感でよろしいでしょうか。

[室長] おそらく、7月末頃には中央からの目安が出ていると考えていますが、万一、目安が出ていなかったとしても、本審を開催し事務局から目安以外のことについて御説明をさせていただく方向で考えています。

[寺山委員] ありがとうございます。

[柳原会長] 他になければ、次の議事に移りたいと思います。
それでは、次に、議事の6の「その他」ですが、何かありますでしょうか。

[寺山委員] テレビ会議システムによる審議会への出席について、昨年、利用していますが、今年度も、テレビ会議システムを使って審議会への出席することは可能でしょうか。

[室長] やむを得ない状況がありましたら、そういった方法で出席をしていただけたらと考えております。

[柳原会長] 事務局から連絡事項等ございましたら、お願いします。

[室長] 1点ございます。議事の中でも説明いたしましたが、次回、第2回本審は、令和7年7月15日（火）午前10時から、この大会議室で開催を予定しておりますので、御出席のほどよろしく申し上げます。

以上です。

[柳原会長] これで予定しておりました議事は全て終了いたしました。ここまでの議事に関連して、御意見や御質問はありますでしょうか。

[労使各側代表委員] 特にありません。

[柳原会長] 特になければ、最後に本日の議事録確認担当委員についてです。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、議事録確認担当委員につきましては、私のほか、労使各側代表委員1名ずつの合計3名としています。

従来から、労働者側、使用者側とも輪番制で御確認いただいておりますので、本日の議事録確認担当委員につきましては、私のほか、労働者代表委員からは、石田委員、使用者代表委員からは、寺山委員のお二人にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[柳原会長] それでは、本日の審議は以上で終了とします。本日はご苦勞様でした。